

令和4年度の狩猟が解禁されます

1 狩猟期間

令和4年11月15日（火）から令和5年2月15日（水）まで
ただし、ニホンジカ及びイノシシに限り、令和5年2月28日（火）まで

2 今狩猟期間における変更点

- ・ 狩猟鳥獣からゴイサギ及びバンが外れました。狩猟では捕獲できませんので、ご注意ください。
- ・ 銃器を用いた捕獲ができない区域を新設・拡大しました。
新設：宮城南部・大胡東部特定猟具使用禁止区域（前橋市）
区域拡大：岩倉橋特定猟具使用禁止区域（高崎市、藤岡市、佐波郡玉村町）

3 狩猟事故・違反の発生防止対策

狩猟期間中、狩猟による事故の予防と法令違反の防止のため、市町村、猟友会、警察署等の関係機関と連携して、各環境森林事務所・森林事務所の職員や鳥獣保護管理指導員によるパトロールを実施します。

4 群馬県内で狩猟をする皆さんへ

- ・ 法令及びマナーを守って、安全な狩猟を実施してください。
- ・ 群馬県では、ニホンジカ及びイノシシの捕獲強化を呼びかけています。自然生態系の保全及び農林業被害軽減のため、積極的な捕獲をお願いします。
- ・ 豚熱（CSF）感染確認区域で狩猟する際は、防疫措置(消毒など)を徹底してください。
- ・ 県内で捕獲されたイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ及びヤマドリ肉は、原子力災害対策本部の指示により「出荷制限」とされていますので、ご注意ください。

5 一般入山者の皆さんへ

- ・ 入山する際は、できるだけ目立つ服装を心がけ、複数人で話をする、音の鳴るもの（鈴、ラジオ等）を携帯するなど、自分の存在を狩猟者や周囲に知らせましょう。
- ・ 土日及び祝日は、狩猟者が大勢入山しますので、特に注意しましょう。
- ・ わな設置の標識がある場所は、危険ですので、近づかないようにしましょう。

<参考> 狩猟者登録の状況

区分		網猟、わな猟	銃猟	計
令和4年度 (10月末日現在)	県内者	1,129人	1,400人	2,529人
	県外者	13人	592人	605人
	計	1,142人	1,992人	3,134人
参考	令和3年度	1,165人	2,115人	3,280人
	令和2年度	1,133人	2,197人	3,330人
	令和元年度	1,094人	2,279人	3,373人